

変更の届出における提出書類について

変更の届出の提出期限は**変更日から10日以内**となっております。

事業所の名称を変更する場合

- ・ 変更届出書
- ・ 指定に係る記載事項(付表)
- ・ 運営規程

事業所の所在地を変更する場合

- ・ 変更届出書
- ・ 指定に係る記載事項(付表)
- ・ 運営規程
- ・ 事業所の平面図
- ・ 事業所内外の写真
- ・ 案内図
- ・ 賃貸借契約書の写し(自己所有の場合は不要)

専用区画等を変更する場合

- ・ 変更届出書
- ・ 事業所の平面図
- ・ 事業所内外の写真(変更部分のみ)

管理者の氏名および住所を変更する場合

- ・ 変更届出書
- ・ 指定に係る記載事項(付表)
- ・ 介護支援専門員一覧
- ・ 介護支援専門員証(写)
- ・ 主任介護支援専門員研修終了証(写)
- ・ 管理者経歴書
- ・ 誓約書
- ・ 組織体制図

※婚姻等による氏名変更、または引越・住居表示の変更等による住所変更のみの場合

- ・ 変更届出書
- ・ 指定に係る記載事項(付表)
- ・ 介護支援専門員一覧

介護支援専門員又は介護予防支援担当職員の氏名および登録番号を変更する場合

- ・変更届出書
- ・指定に係る記載事項(付表)
- ・介護支援専門員一覧
- ・介護支援専門員証(写) (介護支援専門員の場合)
- ・その他資格証 (介護予防支援担当職員の場合)
- ・従業員の勤務体制および勤務形態一覧表

※婚姻等による氏名変更のみの場合

- ・変更届出書
- ・指定に係る記載事項(付表)
- ・介護支援専門員一覧

運営規程を変更する場合

- ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容
- ②営業日及び営業時間

上記①②の変更があった場合

- ・変更届出書
- ・指定に係る記載事項(付表)
- ・運営規定
- ・従業員の勤務体制および勤務形態一覧表
- ・介護支援専門員証等の資格証（写）（①の変更の場合）

上記①②以外の変更があった場合

- ・変更届出書
- ・指定に係る記載事項(付表)
- ・運営規程

※法人の名称変更に伴う運営規程の変更の届出は不要です。事業所において変更しておいてください。

法人の名称・法人の所在地・定款を変更する場合

- ・変更届出書
- ・履歴事項全部証明書(原本のみ)

代表者の氏名、生年月日および住所を変更する場合

- ・変更届出書
- ・誓約書
- ・履歴事項全部証明書(原本のみ)